

FAX 契約専用書類のご利用について

FAX でのご契約をご希望の方には、以下の手順にそってお手続きをしてください。ご不明な点がございましたら、当社コールセンターまでお問い合わせください。

<問合せ先> キャッシュサービスプラン

コールセンター 難波店 : 0120-63-0955
梅田店 : 0120-09-1198

今後のお手続き手順

- 【手順①】 こちらの書類を印刷してください。
A4 サイズで 8 枚です。
※ 「FAX 契約専用書類のご利用について」 1 枚 「ご案内書類の FAX 送信について」 1 枚、「契約事前説明書」 1 枚、「プラン会員規約」 2 枚、「個人情報取扱同意書」 1 枚、「借入申込書」 1 枚、「見本」 1 枚
- 【手順②】 「契約事前説明書」、「有限会社プラン会員規約」および「個人情報取扱同意書」をご確認ください。契約条件および個人情報の取扱いなどが記載されております。
- 【手順③】 「個人情報取扱同意書」、「借入申込書」をご記入ください。
※内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえで、お客様自身で、濃く大きな文字でご記入ください。
※8 枚目が見本となっております、ご参考にしていただき必要箇所を埋めてください。
- 【手順④】 「本人確認書類（コピー）」をご用意ください。
○運転免許証（裏表ともに）及び健康保険証（名前、生年月日、住所記載面）をお持ちの場合は、ご用意ください。上記 2 点が不可能な場合は窓口までご連絡ください。（0120-63-0955 もしくは 0120-09-1198）
- 【手順⑤】 以下の書類を FAX で送信してください。

書 類 名 称	
送信書面チェックシート	必要項目をチェックして送信してください
個人情報取扱同意書	同意していただいたうえでご署名ください
借入申込書	見本を見ていただき必要項目をすべてうめてください
本人確認書類（コピー）	運転免許証・保険証・パスポート等、2 点
収入証明書（コピー）	源泉徴収票・給料明細（直近 2 ヶ月）
上記以外の書類	当社担当者から事前にご案内している場合は、あわせて送信してください。

※FAX 受信後、審査を行います。事前に審査が完了しているお客様は契約手続きを行います。

- 【手順⑥】 審査を行います。（事前審査をされている場合はご契約のご案内となります）
審査内容等必要な項目を担当者から個人名でご連絡させていただきます。
- 【手順⑦】 審査結果
審査結果を担当者より個人名でご連絡いたします。
※ご契約手續終了後、契約書、カード等をご自宅（勤務先）に送付させていただきます。

【FAX 送信先】

難波店 : 06-6630-0955
梅田店 : 06-6377-7711

有限会社プラン

ご案内書類の FAX 送信について

【FAX 必要】

ご契約にあたりまして、以下のとおりご案内書類を FAX で送信していただきますよう、お願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、

＜お問い合わせ先＞ (0120-63-0955) ・ (0120-09-1198) までお問い合わせください。

①FAX していただく書類のチェックをお願いします。□にレをいれてください。

- 「ご案内書類の FAX 送信について」・・・・・・・・・・1 枚
- 「個人情報取扱同意書」・・・・・・・・・・1 枚
- 「借入申込書」・・・・・・・・・・1 枚

太枠内を記入のうえ
送信してください。

「本人確認書類」(コピー) ※補足書類がある場合は、あわせて送信してください。

- 運転免許証
(表面と裏面もご用意ください。)
- 健康保険証
- パスポート
(写真およびご住所のページ)

本人確認書類は、左の 3 点のうち 2 点をご用意
ください。ご用意できないお客様は、上記＜お
問い合わせ先＞までご連絡ください。

その他 書類名称: _____ ・ ・ ・ _____ 枚

上記以外の書類 (当社担当者からご案内している場合)

書類名称: _____ ・ ・ ・ _____ 枚

書類名称: _____ ・ ・ ・ _____ 枚

②次の送信先に FAX してください。

《送信先 FAX 番号》

有限会社プラン難波店：06-6630-0955

有限会社プラン梅田店：06-6377-7711

【お問い合わせ先】

有限会社プラン難波店：0120-63-0955

有限会社プラン梅田店：0120-09-1198

契約事前説明書

有限会社プラン
 本社 大阪市浪速区難波中 2-9-2
 登録番号 大阪府知事 (06) 第 11259 号

お客様のご返済計画に合わせ、以下のいずれかのコースでご契約いただくこととなります。「契約事前説明書」および「プラン会員規約」の内容をご確認下さい。

【各コース共通の契約内容】

カードローンご契約内容			
契約予定日	平成 29 年 2 月 1 日		
借入利率 (実質年率)	18.00%	遅延損害金 (実質年率)	20.00%
返済方式	残高スライドリボルビング方式	約定支払日	お客様で設定された日
返済方法	1. 店舗へ持参 2. 銀行振込 3. ATM 4. 集金		
返済期日前の返済	返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことが出来るものとし、この場合返済をする日の前日までの利息あわせて支払うものとします。		

【10 万円コース】

契約限度額 (注 1)	10 万円	各回の返済金額	3,615 円 (最終回は 3,278 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	129,803 円		

【20 万円コース】

契約限度額 (注 1)	20 万円	各回の返済金額	7,230 円 (最終回は 6,582 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	259,632 円		

【30 万円コース】

契約限度額 (注 1)	30 万円	各回の返済金額	10,846 円 (最終回は 9,835 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	389,445 円		

【40 万円コース】

契約限度額 (注 1)	40 万円	各回の返済金額	14,461 円 (最終回は 13,135 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	519,270 円		

【50 万円コース】

契約限度額 (注 1)	50 万円	各回の返済金額	18,077 円 (最終回は 16,388 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	649,083 円		

【60 万円コース】

契約限度額 (注 1)	60 万円	各回の返済金額	15,240 円 (最終回は 11,696 円)
返済回数 (注 2)	60 回	最終返済期日 (注 2)	平成 34 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	910,856 円		

【70 万円コース】

契約限度額 (注 1)	70 万円	各回の返済金額	17,781 円 (最終回は 13,559 円)
返済回数 (注 2)	60 回	最終返済期日 (注 2)	平成 34 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	1,062,638 円		

【80 万円コース】

契約限度額 (注 1)	80 万円	各回の返済金額	20,321 円 (最終回は 15,514 円)
返済回数 (注 2)	60 回	最終返済期日 (注 2)	平成 34 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	1,214,453 円		

【90 万円コース】

契約限度額 (注 1)	90 万円	各回の返済金額	22,861 円 (最終回は 17,472 円)
返済回数 (注 2)	60 回	最終返済期日 (注 2)	平成 34 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	1,366,271 円		

(注 1) 記載の限度額以外でのご契約をご希望される場合や、審査の結果、減額させていただく場合は、他の申込方法でご利用いただくこととなります。

(注 2) 返済回数、最終返済期日および返済金額合計は、契約予定日に契約極度額を借入され、以降、各回の返済期日に各回の返済金額をご返済されたと仮定し記載しています。(平年うるう年にかかわらず、1 年を 365 日として計算しています。)

契約事前説明書

有限会社プラン
 本社 大阪市浪速区難波中 2-9-2
 登録番号 大阪府知事 (06) 第 11259 号

お客様のご返済計画に合わせ、以下のいずれかのコースでご契約いただくことになります。「契約事前説明書」および「プラン会員規約」の内容をご確認下さい。

【各コース共通の契約内容】

カードローンご契約内容			
契約予定日	平成 29 年 2 月 1 日		
借入利率 (実質年率)	20.00%	遅延損害金 (実質年率)	20.00%
返済方式	残高スライドリボルビング方式	約定支払日	お客様で設定された日
返済方法	1. 店舗へ持参 2. 銀行振込 3. ATM 4. 集金		
返済期日前の返済	返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことが出来るものとし、この場合返済をする日の前日までの利息あわせて支払うものとします。		

【5万円コース】

契約限度額 (注 1)	5 万円	各回の返済金額	1,856 円 (最終回は 1,747 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	66,707 円		

【7万円コース】

契約限度額 (注 1)	7 万円	各回の返済金額	2,598 円 (最終回は 2,472 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	93,402 円		

【9万円コース】

契約限度額 (注 1)	9 万円	各回の返済金額	3,341 円 (最終回は 3,157 円)
返済回数 (注 2)	36 回	最終返済期日 (注 2)	平成 32 年 1 月 31 日
返済金額合計 (注 2)	120,092 円		

【各コース共通の契約内容】

カードローンご契約内容			
契約予定日	平成 29 年 2 月 1 日		
借入利率 (実質年率)	15.00%	遅延損害金 (実質年率)	18.00%
返済方式	残高スライドリボルビング方式	約定支払日	お客様で設定された日
返済方法	1. 店舗へ持参 2. 銀行振込 3. ATM 4. 集金		
返済期日前の返済	返済期日前であっても元本の一部又は全部を支払うことが出来るものとし、この場合返済をする日の前日までの利息あわせて支払うものとします。		

【120万円コース】

契約限度額 (注 1)	120 万円	各回の返済金額	35,631 円 (最終回は 31,686 円)
返済回数 (注 2)	44 回	最終返済期日 (注 2)	平成 33 年 9 月 30 日
返済金額合計 (注 2)	1,563,819 円		

【140万円コース】

契約限度額 (注 1)	140 万円	各回の返済金額	41,570 円 (最終回は 36,939 円)
返済回数 (注 2)	44 回	最終返済期日 (注 2)	平成 33 年 9 月 30 日
返済金額合計 (注 2)	1,824,449 円		

【150万円コース】

契約限度額 (注 1)	150 万円	各回の返済金額	44,539 円 (最終回は 39,596 円)
返済回数 (注 2)	44 回	最終返済期日 (注 2)	平成 33 年 9 月 30 日
返済金額合計 (注 2)	1,954,773 円		

(注 1) 記載の限度額以外でのご契約をご希望される場合や、審査の結果、減額させていただく場合は、他の申込方法でご利用いただくことになります。

(注 2) 返済回数、最終返済期日および返済金額合計は、契約予定日に契約極度額を借入され、以降、各回の返済期日に各回の返済金額をご返済されたと仮定し記載しています。(平年うるう年にかかわらず、1年を 365 日として計算しています。)

プラン会員規約（1枚目）

本規約をよくお読みいただいたうえで、ご利用下さい。

【一般条項】

第1条（会員）

会員とは、プラン会員規約（以下「本規約」という）を承認のうえ、有限会社プラン（以下「当社」という。）に当社所定の申込書により入会申込をされ、当社が審査のうえ入会を認めた方をいいます。

第2条（カードの貸与）

本規約に定めるカードは、「プランカード」とします。当社は、会員1名につき1枚のカードを発行し、貸与します（ただし、会員が申込をされ当社が認めた場合は、複数のカードを発行し、貸与します。）。カードの所有権は当社に属するものとします。会員は、善良なる管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。カード（カード上の表示事項を含む。）は、会員本人以外使用することはできません。また、他人に譲渡または貸与することはできません。会員が違反して、カード（カード上の表示事項を含む。）を他人に使用された場合の損害は、会員の負担となります。会員は、新しいプランカードの交付を受けたときは、従前のカードを切断するなど使用不能の状態にして処分するものとします。

第3条（暗証番号）

会員は、所定の方法により暗証番号を登録するものとします。会員は、暗証番号を他人に知られないよう十分注意するものとし、会員の故意または過失により暗証番号を他人に知られたことによる損害は、会員の負担となります。

第4条（カードの機能）

会員は、当社所定の方法により利用申込を行い、当社が認めた場合は、カードローンを利用できます。

第5条（契約極度額および貸付の停止）

会員は、契約極度額の範囲で繰返し借入ができます。契約極度額は、会員の申込極度額の範囲内で当社が決定し、会員に当社所定の書面で通知します。ただし、契約極度額を変更する場合には通知しません。前項にかかわらず、当社が法令に従いまたは債権保全のために必要と判断した場合には、会員の承諾を得ることなく、契約極度額を減額または新たな貸付を停止することができるものとし、会員はその旨承諾します。当社は、前項により契約極度額の減額を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合には、当社の判断により、契約極度額を当初の契約極度額の範囲内で増額することができるものとし、会員はその旨承諾します。当社は、前々項により新たな貸付の停止を行った後、当該事由が解消されたことが認められた場合には、当社の判断により、新たな貸付の停止を解除することができるものとし、会員はその旨承諾します。

第6条（借入利率等）

借入利率は当社所定の利率を適用するものとし、会員に当社所定の書面で通知します。借入利息の計算方法は次のとおりとします

$$\text{借入残高} \times \text{借入利率} \div 365 \text{日（うるう年は366日）} \times \text{各回の利用日数}$$

第7条（遅延損害金）

会員が、期限の利益を喪失したときは、債務の残高に対して期限の利益喪失日の翌日から起算して完済の日に至るまで当社所定の遅延損害金20.00%（実質年率）を支払うものとします。

第8条（支払金等の充当方法）

会員は、当社に支払を行うに際しては、各支払金はそれぞれ次の順序で充当します。①未払い金②違約損害金③利息④元金

第9条（利用有効期間）

借入ができる期間は、本規約に別段の定めがある場合を除き、契約成立の日から3年間とします。ただし、会員または当社から期間満了日の1ヶ月前までになんらかの申出のないときは、さらに3年間自動更新し、その後も同様とします。期間満了日までに、会員または当社から自動更新を行わない旨の申出がなされた場合、会員は期間満了日における残債務全額を当該契約内容に従って、完済に至るまで支払うものとします。

第10条（返済方法）

返済方法は、当社の店頭窓口、当社設置のATM、当社名義の金融機関の口座への振込、及び集金による支払とします。

第11条（利用明細書の交付）

当社の店頭窓口または当社ATMで利用明細書の交付を受けるものとします。ただし、当社名義の金融機関の口座への振込による支払をする場合、会員はあらかじめ当社の店頭窓口で交付を受けるか、電話で当社に郵送の依頼をして交付を受けるものとします。

第12条（契約内容記載書面および取引明細書の交付）

当社は、会員に対し本規約に基づく契約の内容を記載した書面を交付します。カードローンの借入・返済の都度、当社は取引内容（取引日、取引金額等）を記載した明細書を交付します。ただし、会員が直接受け取れない場合は、会員の指定先への郵送または当社の店頭窓口で交付します。前項にかかわらず、当社名義の金融機関の口座への振込による支払時は、会員からの申出があった場合に限り交付します。

第13条（カードの紛失、盗難等）

会員がカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、会員はただちに当社に連絡のうえ所定の届出書を提出するものとします。カードの紛失、盗難その他の事由により、カードが他人に利用された場合の損害は会員の負担となります。ただし、会員が前項の届出書を当社に提出され、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難の届出をされた場合は、当社への届出日以降に行われたカード不正使用による損害は、当社が補てんします。ただし、次の場合の損害は補てんされません。

(1)会員の故意または重大な過失に起因する損害。(2)会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合。(3)会員規約に違反している状況において、紛失や盗難等が生じた場合。(4)戦争、地震等著しい社会秩序の混乱の際に紛失、盗難等が生じた場合。(5)会員が当社の請求する書類の提出を拒み、提出した書類に不正の表示をなし、または被害状況の調査に協力しなかった場合。カードは、紛失・盗難・破損等で当社が適当と認めた場合に限り再発行します。

第14条（届出事項の変更）

会員は、当社に届出ている氏名、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先、勤務地または決済口座等に変更があった場合は、すみやかに当社に所定の届出書または当社が適当と認める方法により届出るものとします。会員が前項の氏名、住所または勤務先等の変更の届出を怠った場合、当社からの通知または送付書類等が延着し、または不送達となっても、当社が通常到達すべきときに到達したとみなすことに異議ないものとします。ただし、変更の届出を行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りではないものとします。

第15条（反社会的勢力の排除）

会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号に該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを表明・確約します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする

など、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等

プラン会員規約(2枚目)

と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 (5)その他前各号に準ずる行為

第16条(期限の利益の喪失)

会員が次のいずれかに該当する場合には、当社からの通知、催告がなくても当然に当社に対する債務について期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。

(1)住所、勤務先変更の届出を怠るなど、会員の責めに帰すべき事由によって当社に会員の所在が不明となったとき。(2)自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払を停止したとき。(3)差押、仮差押、仮処分申立または滞納処分を受けたとき。(4)破産申立または民事再生、特別清算、会社更生手続開始の申立があったとき。(5)第15条第1項各号のいずれかに該当し、または第15条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。(6)第15条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、当社との取引を継続することが不適切であると当社が判断したとき。

前々項および前項に定めるほか、次に定める会員が、本規約に基づく債務であるかを問わず当社に対する債務の支払を遅滞したときは、当該会員は、当社からの通知、催告がなくても当然に当社に対する債務について期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払うものとします。

第17条(退会および会員資格の喪失等)

会員が都合により退会する場合、会員は、ただちにカードを返却するものとします。当社は、会員が次のいずれかに該当する場合には、会員に通知することなくカードの利用を停止し、会員資格を喪失させることができるものとします。

(1)申込書の記載事項等について、会員が当社に虚偽の申告をしたことが判明したとき。(2)会員が本規約に違反したとき。(3)会員の信用状況に重大な変化が生じたと当社が判断したとき。(4)その他当社が会員として不適格と判断したとき。

前項により会員資格を喪失した場合、会員に損害が生じたとしても、当社は会員に対して一切の賠償責任を負わないものとします。会員が前々項に該当し、当社がカードの返却を求めたときは、会員はただちに返却するものとします。カード会員が本規約に基づく債務を完済(無利息残高の有無を問わず。)した日から3年以上カードローンを利用しなかったときは、3年を経過した日の属する月の末日、各号記載の日をもって、自動的に会員資格を喪失し、本規約に基づく契約は終了となります。会員は、前項に基づき会員資格を喪失したときは、カードを切断するなど使用不能の状態にして処分するものとします。

第18条(指定信用情報機関の登録)

当社は、本規約に基づく契約に関する会員の個人情報(本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名およびその数量等、支払回数等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞等)、および取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))を、当社が加盟する株式会社日本信用情報機構(以下「加盟先機関」という。)に提供します。加盟先機関は、当該個人情報を、その加盟会員および提携する株式会社シー・アイ・シーおよび全国銀行個人信用情報センターの加盟会員に提供します。当該情報は、加盟先機関および加盟先機関と提携する機関に登録されます。個人情報および延滞情報等の登録期間は、契約継続中および完済日から5年以内です。

第19条(貸付の契約に係る勧誘の承諾)

会員は、当社が会員に対して、貸付の契約に関する勧誘を行うことを承諾します。

第20条(住民票等の取寄せ)

会員は、当社が居住地確認または債権保全等のために必要と認めるときは、当社が会員の住民票、戸籍の附票等を取寄せすることを承諾します。

第21条(債権譲渡の承諾)

会員は、当社の都合により、当社が本規約に基づく債権を他の金融機関等に譲渡することを承諾します。

第22条(合意管轄裁判所)

会員は、会員と当社との間の訴訟についての管轄裁判所を当社の本社を管轄する裁判所とすることに同意します。

【カードローン条項】

第23条(カード会員)

当社に本規約承認のうえに入会をし、当社が適格と認めた方をカード会員とします。

第24条(カード発行と取扱い)

1.当社は会員一名につき一枚のカードを貸与します。2.会員が他人にカードを貸与、譲渡及び買入する等、カードの占有を第三者に移転させる事は一切出来ません。3.会員はカードの紛失、盗難などが起きた場合は速やかに当社に通知のうえ当社所定の届出を提出するものとします。4.当社が紛失、盗難の届出を受理した当日までの不正使用については、当社はその責任を負いません。

第25条(暗証番号)

1.当社は会員より申し出があったカードの暗証番号を所定の方法により登録します。また、会員は暗証番号を他人に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。2.カード使用の際、打鍵された暗証番号と登録された暗証番号との一致を確認してカードを使用された場合、暗証番号につき盗用その他、事故があっても会員がその代金についてすべて支払いの責を負うものとします。

第26条(カードローンの使用)

会員は別途各種契約書を当社と締結することにより、契約内容の範囲内でカードローンを使用することが出来ます。

第27条(カードの再発行)

1.カードは原則再発行致しません。ただし、紛失、盗難、破損、滅失又は、解約等の際には、当社所定の届けを提出してもらい、当社が認めた場合に限り再発行します。2.カードを再発行する場合には、当社所定の手数料を頂きます。

第28条(カードの返却)

解約又は、会員資格を取り消された会員は、直ちに当社へカードを半分に切ったうえ返却することとする。

第29条(ATM障害)

入出金時にATM障害は発生した場合、現金及びカードはお返し出来ません。また、預かり書等の発行も出来ません。

当社が契約する貸金業務にかかる指定紛争解決機関は、日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センターです。

個人情報取扱同意書

【FAX必要】

第1条 個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について

本契約に係る個人情報の提供、登録、使用に関する同意内容は以下のとおりです。

1. 個人情報の利用

当社(店)は、当社(店)が加盟する信用情報機関(以下、「加盟先機関」という。)及び加盟先機関と提携する信用情報機関(以下、「提携先機関」という。)に申込者及び保証人予定者の個人情報が登録されている場合には、当該個人情報の提供を受け、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

2. 申込情報の信用情報機関への提供

当社(店)は、申込者及び保証人予定者に係る本申込に基づく個人情報(本人を特定する情報(氏名、生年月日、電話番号及び運転免許証等の記号番号等)、並びに申込日及び申込商品種別等の情報。以下、「申込情報」という。)を加盟先機関に提供します。

3. 申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を照会日から6ヶ月以内登録します。

4. 申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を、加盟会員及び提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関及び提携先機関の加盟会員は、当該情報を、返済又は支払能力を調査する目的のみに利用します。

5. 開示の手続き

申込者及び保証人予定者は、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟先機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

6. 当社(店)が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関

当社が加盟する信用情報機関及び当該機関が提携する信用情報機関の名称及び連絡先は以下の通りです。

(当社(店)が加盟する信用情報機関)

株式会社日本信用情報機構 TEL 0570-055-955 <http://www.jicc.co.jp/>

(当社(店)が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関)

全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 <http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

株式会社シー・アイ・シー TEL 0120-810-414 <http://www.cic.co.jp/>

第2条 個人情報の利用目的について

当社(店)は、申込者及び保証人予定者の個人情報について次の利用目的の範囲内で適正に利用いたします。

1. 返済能力調査のため
2. 当社(店)と申込者及び保証人予定者との取引及び交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
3. 当社(店)の与信に係る商品及びサービスのご案内のため
4. 当社(店)内部における市場調査及び分析並びに金融商品及びサービスの研究及び開発のため

第3条 個人情報の第三者への提供について

当社(店)は、以下の範囲で個人データを第三者に提供することがあります。

1. 提供する第三者の範囲

当社(店)の有価証券報告書に記載されている子会社及び公表している提供先(注)

2. 第三者に提供される情報の内容

申込者及び保証人予定者の申込内容(申込日・申込商品種別等の申込事実情報、申込者及び保証人予定者の氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先名・勤務先住所等の本人特定情報、収入・支出、資産・負債、職歴等の与信に関する情報及び交渉経過等の客観的事実情報)及び本人確認書類に記載された本人確認情報(本籍地情報を含む)

3. 利用する者の利用目的

上記第2条に記載の各目的(この場合において、上記目的中「当社(店)」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます。)

第4条 金融商品等及びサービスのご案内について

当社(店)は、申込者及び保証人予定者の個人情報について、下記目的でも適正に利用いたします。ただし、契約者及び保証人予定者が当社(店)からの下記金融商品等及びサービスのご案内を希望されない場合は、次の場合を除き、当社(店)からのご案内をいたしません。

ア 第2条第3号のご案内を行うとき

イ 申込者及び保証人予定者が当社(店)にアクセスされた機会に金融商品等及びサービスのご案内を行うとき

(目的) 当社(店)並びに当社(店)の有価証券報告書に記載されている子会社及び公表している提携会社(注)が現在又は将来取り扱う預金、ローン、投資信託、保険・共済、株式・債券等販売、デリバティブ取引、商品ファンド、オプション取引、クレジットカード等の金融商品(以下総称して「金融商品等」といいます。)及びサービスを申込者及び保証人予定者にご案内するため

● 私は、上記第1条(個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について)、第2条(個人情報の利用目的について)及び第3条(個人情報の第三者への提供について)につき同意します。

● 私は、上記第4条(金融商品等及びサービスのご案内について)における記入商品等及びサービスのご案内を

希望します 希望しない(どちらかにレを入れて下さい)

(本件案内をご希望にならないことを理由として契約をお断りすることはありませんので、率直なご希望の有無をお聞かせ下さい。)

(注)「当社(店)の有価証券報告書に記載されている子会社及び公表している提携先」、「提携会社」並びに「金融商品等」等は、当社(店)のホームページで公表
いたしております。

有限会社プラン 御中 本社 大阪市浪速区難波中2-9-2 大阪府知事(06)第11259号

私は、個人情報の取扱いについて、上記の内容に同意いたします。

同意いただけない場合は、お申込みできませんので担当者までお申し出ください

平成 年 月 日 ご署名

【FAX必要】

借入申込書

申込日	平成	年	月	日					
-----	----	---	---	---	--	--	--	--	--

お申込みの前に、別紙「契約事前説明書」、「プラン会員規約」をよくお読みください。

私は、申込みの前に別紙「個人情報取扱同意書」に同意し、別紙「有限会社プラン会員規約」、および次の事項を承認のうえ、カードローンの利用を申し込みます。

1. 私は、審査にあたり担当者個人名で自宅と勤務先に電話で確認することを了承します。
2. 審査の結果、利用出来なくても異議ありません。

①申込ご本人について

フリガナ		生年月日	昭和・平成	年	月	日生
名前		連絡先	自宅・携帯	()	-	
フリガナ		※マンション・アパート名、号室までご記入下さい				
住所	〒		都・道			
			府・県			
住居	持家(戸建・マンション)・借家(戸建・マンション)・社宅・区市営・その他()					
家族構成	既婚	独身	子(あり・なし)	親(同居・別居)	内縁	その他

②勤務先について

フリガナ		電話番号	
勤務先名		事業内容	
		所属部署	
フリガナ		入社年月	
所在地	〒	勤続年数	
		保険種類	
収入	年収	円(月手取り)	円 / 給料日
			日

③申込内容

他社借入	件	万円	希望金額	万円
利用目的			書面受取	自宅・勤務先(どちらかに○)

④ローンカード暗証番号(ATMカードが不要の方は記入の必要ございません)

暗証番号				
------	--	--	--	--

※0000と9999を除く4ケタでご記入下さい。 ※控えを発行しませんので、ご注意下さい。

⑤お振込先銀行情報(振込による借入を行う際の口座情報)

銀行名		口座番号	
支店名		口座名義	

※名義人は必ずご本人様名義にて登録下さい。他人名義ではお振込出来ません。

確認日	
確認者	
承認日	
承認者	

有限会社プラン 御中 大阪市浪速区難波中 2-9-2

借入申込書

見本

申込日	平成 29年 2月 1日		
-----	--------------	--	--

私は、申込みの前に別紙「個人情報取扱同意書」に同意し、別紙「プラン会員規約」、および「利用規約」の利用を申し込みます。

1. 私は、審査にあたり担当者個人名で自宅と勤務先に電話で確認することを了承します。
2. 審査の結果、利用出来なくても異議ありません。

①申込ご本人について

フリガナ	オオサカ トシヒコ	生年月日	昭和・平成 50年 12月 25日生
名 前	大阪 俊彦	連絡先	自宅・携帯 (090) 1234 - 5678
フリガナ	オオサカフオオサカシナニワクナンバナカ		
住 所	〒 556 - 0011 ※マンション・アパート名、号室までご記入下さい 大阪 府 大阪市浪速区難波中 1-1-1 プランマンション 302号室		
住 居	持家(戸建・マンション)・借家(戸建・マンション)・社宅・県市営・その他()		
家族構成	(既婚) 独身 子(あり)なし 親(同居・別居) 内縁 その他		

②勤務先について

フリガナ	カブシキガイシャ プラン	電話番号	06-6630-0911
勤務先名	株式会社プラン	事業内容	金融業
		所属部署	営業部
フリガナ	オオサカシナニワクナンバナカ	入社年月	平成 10年 4月
所在地	〒556-0011 大阪市浪速区難波中 2-9-2 リバーライズビル4階	勤続年数	17年
		保険種類	社会保険
収 入	年収 450万円(月手取り 26万円) / 給料日 25日		

③申込内容

他社借入	2件 100万円	希望金額	50万円
利用目的	交際費	書面受取	(自宅・勤務先(どちらかに○))

④ローンカード暗証番号(ATMカードが不要の方は記入の必要ございません)

暗証番号	1	2	3	4
------	---	---	---	---

※0000と9999を除く4ケタでご記入下さい。 ※控えを発行しませんので、ご注意ください。

⑤お振込先銀行情報(振込による借入を行う際の口座情報)

銀行名	大阪銀行	口座番号	1234567
支店名	難波	口座名義	オオサカトシヒコ

※名義人は必ずご本人様名義にて登録下さい。他人名義ではお振込出来ません。

見本

太枠内をもれなく記入または
○でかこってください

個人情報取扱同意書

【FAX必要】

第1条 個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について

本契約に係る個人情報の提供、登録、使用に関する同意内容は以下のとおりです。

- 私は、上記第1条(個人情報の信用情報機関への提供、登録、利用について)、第2条(個人情報の利用目的について)及び第3条(個人情報の第三者への提供について)につき同意します。
- 私は、上記第4条(金融商品等及びサービスのご案内について)における記入商品等及びサービスのご案内を
 希望します 希望しない (どちらかにレを入れて下さい)
 (本件案内をご希望にならないことを理由として契約をお断りすることはありませんので、率直なご希望の有無をお聞かせ下さい。)

(注1)「当社の有価証券報告書に記載されている子会社及び公表している提携先」、「提携会社」並びに「金融商品」等は、当社のホームページで公表いたしております。

有限会社プラン 御中 本社 大阪市浪速区難波中 2-9-2

私は、個人情報の取扱いについて、上記の内容に同意いたします。

同意いただけない場合は、お申込みできませんので担当者までお申し出ください

平成 29年 2月 1日 ご署名 大阪 俊彦